

京都府議会 12月定例会

山内よし子議員の意見書案討論	1
意見書決結果	5
前窪義由紀議員の議案討論	6
議案採決結果	8
請願採択結果	10
意見書案文紹介	11

●京都府議会 2014年12月定例会で日本共産党の山内よし子議員、前窪義由紀議員が行った討論等を紹介します。

意見書案討論

山内よし子（日本共産党・京都市南区）2014年12月24日

日本共産党の山内よし子です。ただいま議題となっています意見書案15件について、自民党提案の「いわゆる『従軍慰安婦』問題のさらなる真相解明と早期解決を求める意見書」案、3党派提案の「国民皆保険制度の恒久的堅持に関する意見書」案の2件に反対し、他の意見書案に賛成の立場で討論します。

まず我が党議員団提案の意見書案8件についての賛成討論を行います。

最初に「消費税10%増税中止を求める意見書案と中小企業への外形標準課税の適用拡大に反対する意見書案」についてです。

府内の地域経済の深刻な不況は消費税8%増税によるものであり、増税不況と円安による物価高が中小企業と府民生活を苦しめています。消費税10%を2017年4月から実施すれば、どのような事態になるかは明らかであり、きっぱり中止すべきです。

安倍内閣は、アベノミクスで過去最高の利益を上げた大企業に対して法人税を2.5%減税する方針を固める一方、資本金や人件費を対象にして課税する外形標準課税の適用を、赤字企業が7割という中小企業にも拡大しようとしています。消費税の負担で苦しむ中小企業にとってさらなる負担増はすでに限界を超えており、府内の中小企業家団体などからも反対の声が寄せられています。

今求められるのは、消費税に頼らない別の道に転換することです。トヨタ自動車は2008年から2012年の5年間にわたり法人税を一円も払っていなかったと発表しました。大企業しか使えない特権的な優遇税制のためです。また高額所得者は1億円を超えると税金がどんどん安くなります。このような大企業や大資産家への行きすぎた減税を見直し、儲けに応じた応分の負担を求めれば、20兆円の財源ができます。また、国民の所得をあげて景気回復を図る経済政策に転換を図るべきです。大企業がため込んだ285兆円もの内部留保を活用して賃上げや安定雇用の拡大、下請け中小企業への下請け代金の引き上げをはかる政治のルールをつくる事が必要です。

次に「雇用の安定を確保し労働法制改悪に反対する意見書案」についてです。

安倍政権は、国会で2度も廃案になった労働者派遣法の改悪案を次の通常国会に提出しようとしています。派遣労働は「臨時的・一時的な業務に限定」「常用雇用の代替をしてはならない」という大原則を取り払い、

「派遣期間上限3年間」を外し、「無期限」に派遣が使い続けられるようにするものです。

また、労働法制の改悪の具体化も進めており、労働時間の規制を解除し、「残業代ゼロ」を合法化することや、地域や職務を限定した限定正社員制度をつくり、職務をなくせば解雇できる制度や金で不当解雇を合法化する「解雇の金銭解決制度」も導入しようとしています。

今こそ派遣労働者をいつまでも派遣のまま使い続けられるようにする労働者派遣法の改悪をやめ、大幅な賃上げと安定した雇用を増やすために人間らしく働ける雇用のルールを確立することがひつようです。

次に「給付型奨学金の創設を求める意見書案」と「高校教育の無償化と保護者負担の軽減を求める意見書案」についてです。

高校無償化は世論と運動の広がりの中で一度は導入されたものの、その後所得制限が導入され、意見書案でも述べているように、わが国の国際公約を政府自身が踏みにじっていることは重大です。

新日本婦人の会の今年のアンケート調査では、入学時には平均高校で41万円、大学で156万円が必要で、高すぎる教育費の負担に苦しむ保護者の実態が明らかになりました。

OECD加盟国で教育への公的支出が国内総生産に占める割合は、わが国が5年連続最下位となっており、「子どもはアルバイトをし、親はダブルワークやトリプルワークで働き、費用を工面する。」「祖父母に援助を頼む」など、教育に国が責任をもたないわが国の現状は、先進諸国の中で異常な事態です。

大学の学費も上がり続け、初年度納入金は、国立で83万円、私立は文系約115万円、理系約150万円にもなっていますが、勤労者の所得は平均年収で60万円も減り、親からの仕送りも平均で月額10万円から7万円に減りました。教育費負担は重く国民生活にのしかかっており、奨学金に頼らなければ大学にいけない学生がふえ、現在大学生の2人に一人が奨学金を借りています。

ところが政府は、奨学金制度の改善を行うのではなく、有利子奨学金の拡大という“奨学金の教育ローン化”を行って対応してきました。1984年に「無利子奨学金の補完措置」として導入された有利子奨学金は、当初、貸与額の5%だったものが2014年には75%と、「補完」どころか「主流」になってしまいました。

文部科学省の検討会も今年の8月に「貸与型奨学金の返還の不安を軽減していくことが重要」「卒業生の経済的状況にも影響を及ぼしており、奨学金制度もこのような変化を受け止められるように、進化していく必要がある」という報告書を出しています。

高校教育の無償化と保護者負担の軽減、給付型奨学金の創設はまったなしです。

次に「関西電力高浜原子力発電所3・4号機の再稼働中止を求める意見書案」についてです。

原子力規制委員会は先日、関西電力高浜原発3,4号機について安全対策が新規制基準に適合しているとの審査書案を確定しました。さらに関西電力は稼働40年を超える老朽原発である、高浜1号機、2号機も稼働の20年延長を表明しています。そもそも安全な原発などは存在しません。しかも新規制基準は、既存の原発を動かすための基準であり、安全のための基準ではありません。

東日本大震災と東京電力福島原発事故から4年がたとうとしていますが、いまだに12万人以上の福島県民が避難を余儀なくされ、事故も収束せず、その原因さえ究明されていないのです。

高浜原子力発電所は京都府民にとって一番近くに立地し、30キロ圏内には舞鶴市全域が、80キロ圏内にはほぼ京都府全域が入り、事故がおこれば命と健康、生活と経済活動にも極めて大きな影響があり、京都府民として再稼働など認めるわけにはいきません。さらに40年をこえる老朽原発の稼働延長など論外です。老朽原発は即時廃炉の工程に入り、新規制基準に基づく審査を口実にした原発再稼働への暴走はやめ、原発即時ゼロの政治決断が求められています。

次に、「再生可能エネルギーの「固定価格買い取り制度」の見直しに関する意見書案」についてです。

地球温暖化防止に向けた先進国としての責任、原発ゼロ社会の実現、「エネルギー安全保障」上も重要となるエネルギー自給率の向上、地域経済の活性化等の観点からも、再生可能エネルギーの普及・拡大は、喫緊かつ重要な課題です。

しかし現在、電力会社があいついで新規買い取りを保留・中断するなどの事態が広がっています。さらにそれを受けて経産省は、太陽光の発電を制限しやすくする仕組みの導入、事業者への遠隔出力制御システムの自己負担での導入義務づけなどを決定しました。これは、世界的に遅れつつも、現在急速に進み始めてい

る再生可能エネルギーの普及に重大な影響を与えるものです。

この対応については、「需要と供給のバランスが崩れる」等が理由とされています。しかし、こうした事態は、あくまでも原発の再稼働に固執し、再エネの本格的な普及に向けた準備を怠ってきた国と電力会社の怠慢に根本的な責任があります。原発を「重要なベースロード電源」と位置づけたエネルギー基本計画を撤回し、2030年代までにエネルギーの30%を再生可能エネルギーでまかなう「再生可能エネルギー開発・利用計画」を策定・実行することが必要です。さらに、再生可能エネルギーによる発電を抑制するのではなく、再エネの優先供給や系統の強化、送電網の整備などを、市民、消費者の負担を抑制しながら、国と電力会社が責任を持って行うべきであります。

次に、「米価暴落への緊急対策を求める意見書案」についてです。

米価大暴落は、ますます深刻な事態となっています。京都では、農協の仮渡し金は、米生産費の半分であり、とても米作りを続けられる水準ではありません。

安倍政権は、米価暴落を放置し、農家の反対の声に背いてTPP交渉につきすすみ、さらに「企業が一番活動しやすい国」「農業の岩盤規制に穴をあける」などとして、家族農業とその共同を基本とする戦後農政を覆そうとしています。規制改革会議等で財界代表の意見を取り入れ、企業のもうけ目当ての農業進出を促進し、農協や農業委員会の解体にまで乗り出すなど、これでは、日本の農業は根こそぎ崩壊させられています。

農民の怒りと悲鳴に押され、政府はようやく、当面の「米価対策」を打ち出しましたが、米価下落の直接の原因である過剰米の市場隔離や、コメ生産費と販売価格との差額補てんなど、米価そのものへの対策は無し、米直接支払交付金の半減と「4年後に生産調整も廃止」との姿勢を変えていません。これでは、農家が安心して米作りを続けられるわけがありません。

とりわけ、京都は中山間地が多く、家族農家や高齢者、兼業農家が支えてきましたがそれも限界で、農地や農村の維持・存続そのものが根底から覆される事態です。

米価下落への緊急対策を求める声は、いまや全国に広がり、多くの自治体で意見書が上がっています。

以上我が党提案の意見書への賛同を求めるものです。

次に我が党提案の「国民皆保険制度の堅持を求める意見書案」と3党派提案の「国民皆保険制度の恒久的堅持等に関する意見書案」についてです。

今年6月に成立した医療介護総合推進法は、公的保険による医療・介護サービスから国民を排除し、新たな医療難民・介護難民を生みだしかねません。

医療では、「急性期病床」を削減し、患者追い出しの計画を都道府県に行なわせ2年間で36万床のうち9万床も減らそうとしています。入院給食費を保険給付から外せば、数千億円規模にのぼる患者への負担増になりかねません。国保加入者の貧困化が深刻になる中、「財政の都道府県単位化」によって国保税の値上げを迫る姿勢が、矛盾をいっそう深刻化させます。

その上に安倍政権は、TPP協定参加への参加で混合診療の全面的解禁を行い、保険外診療をさらに拡大し経済力の違いでいっそう医療の格差を広げる公的医療保険制度の解体を行なおうとしており、現在多くの医療関係者等から「TPP交渉への参加を認めることはできない」と反対の声が上がっているのは当然です。

また本年4月からの8%増税による消費不況のいっそうの深刻化は、国民の受診抑制を広げ、経済的事由による手遅れ死亡事例や自殺者の増加が危惧される事態となっています。その上に10%への消費税増税は論外であり、消費税増税に頼らない医療、介護の財源確保こそ必要です。

わが党提案の意見書案はこの間減らされ続けてきた医療関連予算を増やし、医療と社会保障政策の抜本的な改善を求めるものであり、皆さんの賛同を求めるものです。

一方3党派提案の意見書案は、社会保障の財源をさらなる消費税増税に求めることを前提としたもので反対です。なお3党派提案の「女性が輝く社会」の実現に関する意見書案についてですが、子ども子育て支援新制度は待機児童解消の名目のもと、子どもの成長と発達を市場原理にゆだね、国と自治体の責任を放棄しかねません。児童福祉法に定められた国と自治体の責任をはたすべきであると指摘しておきます。

最後に自民党提案の「いわゆる『従軍慰安婦』問題のさらなる真相解明と早期解決を求める意見書案」に

ついてです。

朝日新聞は8月に掲載した「慰安婦問題を考える」と題した報道検証特集で「吉田氏が濟州島で慰安婦を強制連行したとする証言は虚偽だと判断し、記事を取り消します」と訂正しました。

本意見書案はそのことを持って、慰安婦問題の「議論の前提となる根拠の一つが失われた」とのべていますが、そもそも慰安婦問題の根拠は「吉田証言」なるものによって立つものではありません。

専門家の間では当初から「吉田証言」の信ぴょう性に疑義があるとの見方が強く、一方で元「慰安婦」の実名での告発や政府関係資料の公開などによって、「慰安婦」問題の実態が次々に明らかになってきたのです。

そして1993年に当時の自民党政府自らが、「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。」とする河野談話を発表したのです。

河野談話を否定する勢力は、「慰安所」における強制使役、すなわち性奴隷状態とされたという事実を無視して、「慰安婦」とされた過程で「強制連行」があったかなかったかだけに、問題を矮小化しています。

しかし問題の核心は「強制連行」があったのかどうかということではなく、一度、日本軍『慰安所』に入れば監禁拘束され強制使役の下におかれ、自由のない生活を強いられ、性奴隷状態とされたという事実であり、多数の被害者の証言とともに、旧日本軍の公文書などに照らしても動かすことができない事実なのです。そのことが被害者を苦しめ、国際社会からも大きく批判され、これまでに、米国下院、オランダ下院、カナダ下院、欧州議会、韓国国会、台湾立法院、フィリピン下院外交委員会と、七つの国・地域の議会から日本政府に対する抗議や勧告の決議があげられているのです。

政府は今年の2月28日には「河野談話検証チーム」を発足させました。わが党は3月14日に、「河野談話」見直し論への徹底反論を通じて、「慰安婦」問題の真実を明らかにした「見解」を発表しましたが、その後にこの「見解」に対して「談話」否定派からの反論はいっさいありませんでした。歴史の事実を塗り替えることはできず、その結果6月20日、逆に河野談話の継承を表明せざるを得なくなったのです。

昨年3月26日、京都府議会として「慰安婦問題の早期解決を求める意見書」が可決されましたが、おなじ府議会で、歴史の真実を欺く意見書を提案すること自体、京都府議会としての見識が問われるものであり、国際社会からの信頼を大きく損なうものです。

二度とおなじ過ちを繰り返さないためにも、歴史の真実と向き合い、過去の過ちを真摯に反省し、そうした立場での被害者への真摯な謝罪と保障などの早期解決こそ求められているのです。

以上で討論を終わります。ありがとうございました。

【意見書案採決結果】

件名	提案	議決結果	賛否の状況					
			自民	民主	共産	公明	創生	維新
「女性が輝く社会」の実現に関する意見書	自・公・民	可決	○	○	○	○	○	○
CLT(直交集成板)の普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書	自・公・民	可決	○	○	○	○	○	○
地域の中小企業振興策を求める意見書	自・公・民	可決	○	○	○	○	○	○
いわゆる「従軍慰安婦」問題の更なる真相解明と早期解決を求める意見書	自民党	可決	○	×	×	×	○	○
国民皆保険制度の堅持等を求める意見書	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
国民皆保険制度の恒久的堅持等に関する意見書	自・公・民	可決	○	○	×	○	○	○
米価暴落への緊急対策を求める意見書	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書	自・公・民	可決	○	○	○	○	○	○
給付型奨学金の創設を求める意見書	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
消費税 10%増税の中止を求める意見書	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
中小企業への外形標準課税の適用拡大に反対する意見書	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
再生可能エネルギーの「固定価格買い取り制度」の見直しに関する意見書	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
関西電力高浜原子力発電所 3・4 号機の再稼働中止等を求める意見書	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
高校教育の無償化と保護者負担の軽減に関する意見書	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
雇用の安定を確保し労働法制改悪に反対する意見書	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×

前窪義由紀議員（日本共産党・京都市右京区） 2014年12月24日

日本共産党の前窪義由紀です。

ただいま議題となっています議案 27 件について、第 9 号議案「鳥取豊岡宮津自動車道野田川大宮道路建設工事委託契約締結の件」、第 12 号議案「『明日の京都』中期計画を定める件」の 2 件に反対し、他の議案に賛成する立場で討論を行います。

まず、第 12 号議案についてです。

この議案は、中期計画が 2015 年 3 月に満了するために、改定しようとするものです。改定される中期計画では、4 年前に策定した現計画後に生じた大きな変化に対応するとして、「府民安心の再構築」「地域共生の実現」「京都力の発揮」の 3 つの分野で、政策の新たな方向を打ち出したとしています。この方向には様々な問題点が含まれています。

第一は、減災・防災対策です。

3 年連続の豪雨、台風災害で、府内一円に床上・床下浸水をはじめ中小企業、農林水産業などに甚大な被害がもたらされました。被害を大きくした背景には、職員の削減に加え、河川改修予算もピーク時から 3 分の 1 程度に削減され、本府の河川整備率が 36% で全国 41 位と低迷してきてことがあります。宇治市の弥陀次郎川の決壊では、天井側の危険性が指摘されながら工事が中断されていました。福知山市の法川、弘法川では河川整備計画も策定されていませんでした。

中期計画では、地震、豪雨、台風などに対し、従来を超える徹底した防災・減災対策に取り組むとしていますが、この間の行革等による振興局や土木事務所の統廃合、技術職員等の大幅削減による現場体制の弱体化についての検証や反省がありません。今年度予算でも、災害復旧を含む多くの公共事業の繰り越し、公募型公共事業も半分程度の執行にとどまる事態となっています。

災害復旧、復興は道半ばであり、河川や道路の改修、住宅・生業の再建、土木事務所の体制強化など災害対策の抜本的な強化が必要です。

第二は、地域経済と雇用対策です。

労働者の実質賃金が 16 カ月連続減少し、年金が連続減額され、諸物価が次々値上がりするなど府民生活はますます厳しくなっています。また、中小企業の 7 割が赤字経営を余儀なくされ、消費税 8% 増税による家計消費の低迷が続くなど、京都経済は景気が回復したとは到底言えない状況にあります。本府の事業所の減少率は 8.1% と東日本大震災の被災県を除く全国平均 6.9% を上回り全国ワースト 1 位、非正規雇用率も全国ワースト 2 位と落ち込んでしまいました。

このように深刻な京都経済の再生と持続的発展のためには、中小企業支援と育成、正規雇用を広げるための抜本的な対策が必要ですが、中期計画では、これまでの公契約大綱や中小企業応援条例による不十分な対応に止まっています。府が発注する工事等公共調達に、賃金水準や下請け業者の再生産費を位置付けた公契約条例の制定やすべての中小企業を対象にし、地域内再投資力を高める中小企業地域振興基本条例の制定、自治体施策を通じた仕事づくりで一番効果のある住宅改修助成制度には背を向けたままです。

第三は、府民の暮らしの問題です。

市町村国民健康保険の都道府県一元化や地方税機構による税務共同化を引き続き推進しています。これらは市町村の地方自治体としての本来の在り方を後退させるとともに、府民に新たな負担の押し付け、容赦のない税の滞納処分を強化するものであります。

また、中期計画では、「社会的に弱い立場の人などへの医療費助成制度の拡充」としながら、実際は、65 歳から 69 歳までを対象にした府の老人医療助成制度（マル老）制度の維持・拡充、周知徹底が求められているにもかかわらず、国の高齢者医療制度の改悪に追随し、制度の縮小を検討していることや子育て支援医療費助成制度の中学生までの対象拡大への検討としながら、3000 円の自己負担を残そうとしていることは問題です。

第四は、国言いなり、大企業優先の府政の在り方です。

「世界で一番ビジネスのしやすい京都」などとして、本府の仕事を一部の大企業奉仕へと変質させようとしています。「関西イノベーション国際戦略総合特区」、「京都イノベーションベルト構想」を推進し、国民皆保険制度の崩壊につながる混合診療の促進や、正規雇用の拡大といいつつ多様な働き方の導入を打ち出しています。さらに農林水産業の競争力強化をかけた、T P P交渉の妥結を前提に、地域を置き去りにした大企業の農業参入、農地の大規模集積を推し進めようとしています。

また、国の国土強靱化計画に沿って、京都の国土強靱化地域計画を策定することや、莫大な負担と環境破壊のリニア中央新幹線の大阪同時開業と京都誘致、新名神、山陰近畿自動車道などの大規模プロジェクトを加速していることは重大です。

安倍政権は、東電福島第一原発では放射能汚染水漏れの「非常事態」が続いているにもかかわらず原発再稼働と海外輸出を推進しています。また、国民の目と耳と口を塞ぐ秘密保護法を強行し、憲法違反の集団的自衛権の行使に向けた準備を着々と進めるなど、日本を戦争する国に変えようとしています。

中期計画では、「原発に依存しない京都の構築」を掲げてはいますが、高浜原発3・4号機の再稼働をめぐる、知事の姿勢は、「新規制基準に基づき政府において判断される」というものであり、原発ゼロの願いに背を向けるものです。

また、「優れた景観や良好な生活環境の保全・創出」を目標にし、「山陰海岸ジオパークの有効活用を推進」としながら、現実には、アメリカの核戦略強化のための米軍レーダー基地建設に協力し、政府と一体となって推進しています。これは「丹後に米軍基地はいらない」との住民の願いを踏みにじるものであり、後世に禍根を残すものです。工事は直ちに中止すべきです。

以上、中期計画について述べてきましたが、わが議員団は、こうした府政のあり方を厳しく指摘し、第12号議案に反対するものです。

なお、13号議案「『明日の京都』地域振興計画を定める件」については、各地域の施策実施に当たって、さらに地域住民の参画をすすめる意見や願いに応えたものとするとともに、財政的保障や職員体制の確保にもしっかりと対応することを求めています。

次に、第9号議案についてです。

議案は、鳥取豊岡宮津自動車道の野田川大宮道路の建設にかかる電気施設の工事等を道路公社に委託するものです。

この道路の建設については、これまでも「不要、不急」の道路建設だとして反対してきました。本府では、ここ3年連続して豪雨・台風による大きな被害を受け、全国でも豪雨・台風に加え、頻発する地震や火山の噴火等による大きな災害が各地で発生しています。いま必要なのは、公共事業の在り方を見直し、減らされ続けてきた河川改修や森林整備等の予算を確保するなど、思い切った防災や減災対策を進めることです。急ぐべきは交通量が見込めない自動車専用道ではなく、国道312号線、水戸谷や二箇、五箇等の狭隘部分改良など、地域住民の安心安全、暮らしに直結する道路整備です。よって9号議案に反対です。

次に、第18号議案「平成26年度京都府一般会計補正予算（第7号）」、第27号議案「職員の給与等に関する条例の一部改正の件」については、下がり続けてきた職員の給料表の引き上げ、期末勤勉手当の引き上げが主なものであり賛成するものですが、府議会議員の期末手当の引き上げの部分については反対です。

もともと、京都府議会議員の報酬は他県の報酬水準と比べても相当高い水準にあることから、わが議員団は3割削減を求めてきました。東日本大震災の復興に充てるための7万円カットの措置も、25年3月で打ち切り元の水準に戻っています。府民の暮らしは、年金の切り下げ、医療・介護などの負担増に加え、増税や円安に伴う原材料、諸物価の引き上げなどで厳しさを増しています。

いま、議会としてとるべきは、このような府民生活や中小企業・業者の経営実態を直視し、府民の暮らしに心を寄せた対応であります。よって、わが議員団は、議員の報酬の増額となる期末手当の引き上げには反対です。

最後に、年の瀬を迎え、今年もあと1週間を残すのみとなってまいりました。災害の復旧・復興、生活と生業の再建も道半ばにあります。本府として、きびしい府民の暮らしや中小企業・業者の資金繰りなどに対

し、年末年始の相談・支援体制をとるなど万全を期していただくよう求めまして、討論を終わります。

【議案採決結果】

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況					
				自 民	民 主	共 産	公 明	創 生	維 新
第1号	平成26年度京都府一般会計補正予算(第6号)	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第2号	京都府地域医療介護総合確保基金条例制定の件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第3号	京都府薬物の濫用の防止に関する条例制定の件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第4号	京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例一部改正の件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第5号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例一部改正の件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第6号	京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例一部改正の件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第7号	京都府府営住宅条例一部改正の件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第8号	起債の許可申請の件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第9号	鳥取豊岡宮津自動車道野田川大宮道路建設工事委託契約締結の件	12月24日	可決	○	○	×	○	○	○
第10号	財産取得の件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第11号	権利放棄の件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第12号	「明日の京都」中期計画を定める件	12月24日	可決	○	○	×	○	○	○

第 13 号	「明日の京都」地域振興計画を定める件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第 14 号	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画を定める件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第 15 号	京都府電気自動車等普及促進計画を定める件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第 16 号	当せん金付証票発売の件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	○
第 17 号	平成 26 年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件	12月24日	承認	○	○	○	○	○	○
第 18 号	平成 26 年度京都府一般会計補正予算(第 7 号)	12月24日	可決	○	○	○	○	○	×
第 19 号	平成 26 年度京都府収益事業特別会計補正予算(第 1 号)	12月24日	可決	○	○	○	○	○	×
第 20 号	平成 26 年度京都府地域開発事業特別会計補正予算(第 1 号)	12月24日	可決	○	○	○	○	○	×
第 21 号	平成 26 年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	12月24日	可決	○	○	○	○	○	×
第 22 号	平成 26 年度京都府港湾事業特別会計補正予算(第 1 号)	12月24日	可決	○	○	○	○	○	×
第 23 号	平成 26 年度京都府電気事業会計補正予算(第 1 号)	12月24日	可決	○	○	○	○	○	×
第 24 号	平成 26 年度京都府水道事業会計補正予算(第 1 号)	12月24日	可決	○	○	○	○	○	×
第 25 号	平成 26 年度京都府病院事業会計補正予算(第 2 号)	12月24日	可決	○	○	○	○	○	×
第 26 号	平成 26 年度京都府工業用水道事業会計補正予算(第 1 号)	12月24日	可決	○	○	○	○	○	×
第 27 号	職員の給与等に関する条例等一部改正の件	12月24日	可決	○	○	○	○	○	×
第 28 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	12月24日	同意	○	○	○	○	○	○

【請願採択結果】

総務・環境常任委員会付託分

受理番号	受理年月日	件名	審議結果
767 の 1	平成 26 年 12 月 9 日	教育格差をなくし、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求めることに関する請願	不採択

※日本共産党以外が採択に反対

文教常任委員会付託分

受理番号	受理年月日	件名	審議結果
767 の 2	平成 26 年 12 月 9 日	教育格差をなくし、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求めることに関する請願	不採択

※日本共産党以外が採択に反対

【意見書案文紹介】

可決 提案 自・公・民、賛成：全会派

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書（案）

政府は、女性の活躍を成長戦略の柱の一つと定め、「男女共同参画社会基本法」や「男女雇用機会均等法」などの法整備に取り組むとともに、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標を掲げ、「女性活躍担当相」を新設した。

また、臨時国会に提出された「女性の活躍推進法案」は廃案になったものの、その取り組みの推進を「国や地方自治体の責務」と位置づけ、仕事と家庭の両立を図る環境整備などに向けた基本方針を国が策定するとした。そのうえで、国や地方自治体に加え従業員が300人を超える事業主に対し、女性管理職の割合や女性の採用比率、女性の勤続年数といった項目について状況把握・分析し、改善すべき事項等に関する数値目標を盛り込んだ行動計画を定めて、これを公表することを義務付けることとした。加えて、国は公共工事の実施や物品の調達などにあたって、女性の登用に積極的に取り組んでいる企業・団体への発注の機会を増やすとしている。今後、わが国が世界で最も「女性が輝く社会」を実現していくためには、こうした取り組みを確実に進めつつ、一層加速化していかなければならない。

については、国におかれては、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標について、民間に先駆けて政府、国会、地方自治体がより早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること。
- 2 女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や、起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。
- 3 家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや、子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働にもかかわらず男女間に生じる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講じること。
- 4 働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受ける「マタニティー・ハラスメント（マタハラ）」の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務付けること。
- 5 子どもの医療や教育に係る財政的支援や、子育て世帯に対する住宅支援など、子ども・子育て環境の充実に向けて予算・税制を抜本的に見直すこと。
- 6 「女性の健康の包括的支援法」の制定、女性特有の疾病予防対策、不妊治療・不育症に対する助成の拡充など幅広い支援を一層拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

CLT（直交集成板）の普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書（案）

昭和30年代に9割であった木材自給率は、現在約3割まで落ち込んでいる。こうした中、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を活用して林業・木材産業の活性化を図るため、政府は、森林・林業基本計画の中で、2020年までに木材自給率5割をめざすことを掲げている。

そのためには、新たな製品・技術の開発・普及、公共建築物等の木造化、木質バイオマスの利用促進、木材製品の輸出拡大などによる新たな需要を創出することが求められている。

このような中で、近年、中高層建築物の木造化の可能性を大きく開拓することが期待される、CLT（直交集成板）といった新たな木材製品・技術の普及に対する期待が高まっている。

CLTは、「ひき板（のこぎりで切り出した板）」を繊維方向が直角に交わるように積み重ねて接着した厚い大判のパネルのことで、強度、断熱性、耐火性に優れているほか、コンクリートに比べて軽く組み立ても容易なため、欧米を中心に、中・大規模の集合住宅や商業施設などで幅広く使われ、急速に普及が進んでいる。我が国で一般的な構造部材として普及が進めば、新たな木材需要が喚起される可能性があり、林業・木材産業をはじめ山村地域の振興につながる。

については、国におかれては、CLT普及に向けた以下の措置を講じるよう強く求める。

- 1 現在、CLTは建築基準が整備されていないため、国土交通大臣の個別認定といった例外を除いて一般的な構造部材としての使用ができないことから、CLTの基準強度や設計法等の建築基準の整備を早期に進めること。
- 2 CLTに関する技術研究をさらに進めるとともに、実証的建築を通じた技術やノウハウの蓄積による日本の風土や気候に合った設計・施工技術の確立、及びCLT建築に関する技術者の養成を図ること。
- 3 早急に大規模な生産拠点を整備し、CLTの量産体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地域の中小企業振興策を求める意見書（案）

このところの過度な円安によって、多くを輸入に頼るエネルギー、資源、食料品など幅広い分野で価格が押し上げられ、中小企業の経営が悪化するなど深刻な影響が懸念されている。

生産拠点の海外移転などで為替変動の影響を吸収できる大企業と違い、中小企業の多くの経営現場は国内が中心である。そのような中小企業の強固な経営基盤があるからこそ、多くの国内雇用が守られているといえる。また、中小企業はコスト増を販売価格に転嫁することが難しいことから、利益を削らざるを得ず、企業努力の範疇を超えた厳しい事業環境に陥っていると考えられる。

このような過度な円安状況に対しては、政府・日銀が協調して為替の安定に努めることが重要であるとともに、政府が目指す地方創生を進めるためには、地域経済と雇用を支えている中小企業の活性化策や振興策が欠かせない。

ついては、国におかれては、地域の中小企業を守るための次の振興策を強力に推進するよう強く求める。

- 1 中小・小規模事業者が持つ技術・アイデアを製品化し、販路開拓まで一貫支援するため、地域の公設試験場等と連携した研究開発、中小企業基盤整備機構等と連携した販路開拓など、切れ目の無い支援体制を構築すること。
- 2 地域産業資源を活用した事業活動を支援するため、消費者ニーズに沿った「ふるさと名物」の開発・販路開拓支援を通し、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、地域発のビジネスモデル構築に向けた積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

いわゆる「従軍慰安婦」問題の更なる真相解明と早期解決を求める意見書（案）

本年8月、朝日新聞は、日本軍が慰安婦を強制連行したとする「吉田証言」の報道が虚偽であったことを認め、これを正式に取消し、謝罪した。「従軍慰安婦」問題については、これまでから様々な意見が出されているところであるが、この朝日新聞の取消しにより、議論の前提となる根拠の一つが失われたことになる。

「従軍慰安婦」問題の真の解決に当たっては、女性の人権を守る立場が尊重されることは言うまでもないが、歴史の事実を歪曲することなく直視することが重要であり、先の朝日新聞の取消しという状況を踏まえるとき、更なる真相解明が不可欠になったといえる。

現在、米・中・韓など諸外国では、「従軍慰安婦」の存在を前提にした歴史教育が普及し、我が国の国益の損失はもとより、在外邦人が厳しい境遇に置かれている。

については、国におかれては、歴史的事実を把握するための更なる調査・検討を実施し、その結果を踏まえ、諸外国・関係機関等における理解の促進を図るとともに、歴史の事実と教訓の次世代への承継に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国民皆保険制度の堅持等を求める意見書（案）

我が国の医療保険制度は、所得にかかわらず誰もが等しく平等な医療を受けられることを原則とした優れた制度である。この国民皆保険を基盤とした社会保障制度の確立はすべての国民の願いである。

ところが、国民負担は大幅に増える一方、地域の医療体制は後退・弱体化し、深刻な医師・看護師不足や地域の拠点病院の消失など、「医療崩壊」が重大な社会問題となっている。これらに加え、TPP 協定への参加で混合診療の全面的解禁など、医療に格差を持たせ動きや、医療・介護総合確保推進法にもとづき、いっそう医療・社会保障の解体ともいえる事態を進めようとしていることは重大である。

このため、医療・社会保障政策の抜本的な転換、および減らされ続けてきた国の医療関連予算を増やし、公的医療保険・医療体制を建て直すことは待ったなしの急務である。

については、国におかれては、すべての国民が安心して良質な医療を平等に受けられるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 保険外治療の拡大や「混合診療」の解禁に反対し、必要な治療は保険で給付する国民皆保険を守り、拡充すること。
- 2 消費税に頼らず、十分な医療・介護を提供するための財源を確保すること。
- 3 高すぎる医療費の窓口負担の引き下げ、国民健康保険料（税）の軽減、後期高齢者医療保険料の大幅値上げを中止し、高齢者差別の制度を廃止すること。
- 4 入院患者の「追い出し」政策を中止し、診療報酬の引き上げや医師・看護師の計画的増員で「医療崩壊」を打開すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

国民皆保険制度の恒久的堅持等に関する意見書(案)

我が国の国民皆保険制度は、所得の多寡に関わりなく、誰もが医療費の心配なく、いつでも安全な医療を受けることができる世界に誇れる優れた制度であり、将来にわたる国民生活の安定と我が国の発展のために恒久的に堅持していくことが重要である。

また、それぞれの地域で切れ目のない医療・介護サービスを提供し、必要な医療・介護サービスが過不足なく受けられる社会を構築するためには、質の高い医療・介護人材の確保、在宅医療や介護サービス提供体制の整備、医療・介護の連携の推進など様々な課題について地域の実情に応じた対策を講じる必要があることから、今年度に創設された地域医療介護総合確保基金において適切な規模の財源を継続的に確保することが必要である。

さらに、医療機関の控除対象外消費税問題について、医療提供体制を維持していくためにも、可及的速やかに、その解決を図ることが求められる。

については、国におかれては、すべての国民が安心して良質な医療を平等に受けられ、医療機関も質の高い医療を提供し続けられるよう次の事項について強く要望する。

- 1 国民皆保険制度の恒久的堅持
- 2 必要かつ十分な医療・介護を提供するための適切な財源の確保
- 3 医療に係る消費税問題の抜本的解決

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

米価暴落への緊急対策を求める意見書（案）

今年度産のコメ価格の大暴落に、「実りの秋だが喜べない。もう百姓は終わりだ」と、農家から悲鳴が上がっている。安倍政権によるTPP参加と、それを先取りする「農政改革」が招いた事態であり、政府の責任は重大である。

政府は「対策」として、当面の資金繰りや実質無利子融資など打ち出しているが、一方、昨年まで、米農家に10aあたり1万5000円を支出していた米直接支払交付金は半減、4年後廃止とされたままである。

中山間地の水田が多い京都では、高齢者、家族農家、兼業農家などが米作りを支えており、コメ生産費は60キロあたり2万円を超えている。農協の仮渡し金はその半分以下であり、これではとても、農家が安心してコメ作りを続けることはできない。「もう子どもの代では米作りはやめる」、「肥料代や機械の修理代さえ出ず、集落営農も維持できない」などの声上がり、農地の維持も、農村地域の存続さえも脅かされる、重大な事態が進行している。

政府は、TPP参加を前提に「水田農業の見直し」などとし、コメの需給調整への責任を放棄し、国民の主食であるコメを市場原理にゆだねてきたが、いまこそ、農家の悲鳴にこたえ、このような姿勢を転換することが必要である。

については、国におかれては、緊急に次の対策を講じられるよう強く求める。

- 1 過剰米の市場隔離をはじめ、政府の責任で、コメの需給と価格の安定を図ること。
- 2 米直接支払交付金の半減措置を撤回し、昨年と同額に戻すこと。
- 3 コメ生産費と販売価格との差額を補てんする不足払い制度を創設すること。
- 4 米の生産調整に政府が責任を持ち、水田活用交付金の充実など、米以外の作物の成り立つ条件を抜本的に整えること。
- 5 国内産米を圧迫しているミニマム・アクセス米の義務輸入を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書（案）

米政策等の見直しによる農政の転換を迎える中、平成26年産米を取り巻く環境は、25年産米の持ち越し在庫の発生や米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和により、米価の下落が危惧される。先に発表のあった全国の26年産米の概算金は大幅に引き下げられており、今後も需給が改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを大きく割ることも懸念され、農業経営への影響は避けられない。

ついては、国におかれては、米の需給と価格の安定及び需要拡大対策に取り組むよう強く望むとともに、担い手の経営安定や、国民への食料の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や地域活性化を図る上で必要な対策として、次の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

- 1 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策については、26年産の適用に備え十分な予算を確保するとともに、交付金を早期に支払うよう措置すること。
- 2 需要に応じた生産に取り組む稲作農家が、将来にわたって持続的かつ安定的な経営が出来るよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の拡充など、万全なセーフティネットを構築すること。
- 3 飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また「水田活用の直接支払交付金」などの必要な予算を確保すること。
- 4 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図るとともに、本格的な輸出促進対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

給付型奨学金の創設を求める意見書（案）

「奨学金返済にゆきづまり自己破産」、「夫婦で奨学金を返済中。子どもをあきらめた」など、本来若者の夢と希望を後押しすべき奨学金が、若者の人生を狂わせるという、かつてない深刻な事態が広がっている。

高学費の中で、奨学金は利用者が急増し、今や、学生の2人に1人が利用しているが、平均で300万円、多い場合には1000万円もの借金を背負って社会人としてスタートをしなければならない事態や、非正規雇用の増大等で卒業後の雇用・収入が不安定となる中で、既卒者の8人に1人が滞納や返済猶予となっている。

こうした中、多額の借金を恐れて、「借りたくても我慢する」学生も増え、ブラックバイトから抜け出せない等、学生生活にも重大な影響を及ぼしている。

政府は、2012年に国際人権規約の「高等教育の漸進的無償化」条項を受け入れたのであり、学費の引き下げや奨学金制度の拡充は、日本政府の国際公約である。

また、文部科学省の「学生支援の在り方に関する検討会」も、「貸与型奨学金の返還の不安を軽減することが重要」としている。

いまこそ、憲法と教育基本法が定める教育の機会均等への国の責任を果たすことが求められている。

については、国におかれては、学生が安心して使える奨学制度に改革されるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 新規貸与の奨学金を無利子にするとともに、在学中の学生の有利子奨学金は無利子への借り換え制度を作り、利子補給を行って無利子化を図ること。
- 2 奨学金返済が若者を追い詰めないよう、既卒者の奨学金返済の減免制度の創設や延滞金、連帯保証人・保証料を廃止、すべての奨学金を所得に応じた返済制度にすることなど、改善すること。
- 3 給付型奨学金をただちに創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決 提案 日本共産党、賛成：日本共産党、反対：自民、民主、公明、創生、維新

消費税 10%増税の中止を求める意見書（案）

政府は、消費税 10%増税を先送りし、経済状況にかかわらず 2017 年 4 月から実施すると発表した。

しかし、消費税 8%への増税は、家計消費や住宅投資など内需の落ち込み、GDP 2 期連続マイナスなど、日本と京都の経済を深刻な危機に突き落とし、府民生活の困難を増大させる結果となった。いまの景気悪化は、円安による物価上昇に加え、消費税増税を強行した結果であり、「増税不況」にほかならない。

消費税増税の深刻な影響が明らかであるにもかかわらず、消費税 10%への増税を実施することは断じて認められない。今、求められるのは、消費税に頼らない財源対策と景気対策への別の道に転換することである。

そのために、大企業と大資産家への行き過ぎた減税を見直し、儲けに応じた応分の負担を求めるべきである。また、大企業の内部留保の一部を活用して、賃金引き上げと安定雇用の拡大をはかるルールをつくることによって、国民の所得を引き上げ、税収増をはかるべきである。

については、国におかれては、消費税 10%への増税を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

否決 提案 日本共産党、賛成：日本共産党、反対：自民、民主、公明、創生、維新

中小企業への外形標準課税の適用拡大に反対する意見書（案）

政府は、来年度の税制改革で、法人税の実効税率を 2%引き下げる方針を固める一方、外形標準課税の適用を中小企業まで拡大することを検討している。

この方針が実施されれば、消費増税不況に苦しみ、70 数%が赤字経営におかれている京都の中小企業に更なる大打撃となり、中小企業の街・京都の経済に深刻な影響が予想される。このため、京都の中小企業団体や経済団体の多くが、外形標準課税の適用拡大に反対しているところである。

国民や中小企業に増税を押し付け、過去最高の利益をあげる大企業に法人税の減税を行うことは、小規模企業振興基本法に反するばかりか、経済政策として間違いであり断じて許されない。

については、国におかれては、中小企業への外形標準課税の適用拡大を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

再生可能エネルギーの「固定価格買い取り制度」の見直しに関する意見書（案）

再生可能エネルギーの普及・拡大は、原発のない社会の実現及び地球温暖化防止やエネルギー自給率の向上、電力の地産地消による地域経済の活性化等の観点からも喫緊かつ重要な課題である。しかしながら、再生可能エネルギー発電の普及には、長期的な採算の見通しが重要であるため、電力の固定価格買い取り制度が導入され、2012年7月から開始されたことは、普及の第一歩となった。

ところが、現在、電力会社が「需要と供給のバランスが崩れる」等の理由から、あいついで新規買い取りを中断するなどの事態が広がり、経済産業省もこれを容認している。

さらに、電力会社に再生可能エネルギーの買い取りを義務付けた現行「固定価格買い取り制度」を抜本的に見直すとしている。

これらは、世界的にも遅れをとっている再生可能エネルギーの普及に重大な影響を与えかねない。

については、国におかれては、次の事項について実施されるよう強く要望する。

- 1 国は、電力会社の新規買い取り拒否等を是正させるとともに、電力会社の再生可能エネルギーの買い取り可能量について、情報公開の上で検証をおこない、さらなる導入促進に向けた抜本的な対策に責任を持って取り組むこと。
- 2 再生可能エネルギー電力の固定価格買い取り制度を継続するとともに、さらなる改善のために、国民的議論と消費者負担の抑制を図ること。
- 3 国がイニシアチブを発揮し、再生可能エネルギーの豊富な地域に送電網を整備するとともに、より広域的な送配電網とそのシステムを構築すること。
- 4 エネルギー基本計画で再生可能エネルギーの大量導入を位置づけるとともに、2030年までにエネルギー（一次）の30%を再生可能エネルギーでまかなう「再生可能エネルギー開発・利用計画」を策定し、着実に実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

関西電力高浜原子力発電所3・4号機の再稼働中止等を求める意見書（案）

原子力規制委員会は、関西電力高浜原子力発電所3・4号機の再稼働申請に対し、新規制基準に適合しているとする審査書案を了承した。今後、国民意見の募集や自治体の同意を踏まえ、来春以降にも再稼働される方向が強められている。

しかも、関西電力は、稼働40年を迎える高浜原子力発電所1・2号機を廃炉ではなく、20年延長も表明している。

もともと、原子力規制委員会の再稼働に対する審査は、審査基準自身の問題に加え、集中立地の問題や事故対策、住民避難計画などは対象外とされ、また、地元同意についても、30キロ圏である京都府を対象にするのかどうかも不明なままである。

これらは、原子力発電を「重要なベースロード電源」と位置づける安倍政権が、原子力規制委員会による新規制基準にもとづく審査を口実に、「規制委が認めたものは安全」として、再稼働ありきで結論を急いでいるためである。

そもそも、東京電力福島第一原発事故により、いまだ12万人をこえる人たちが避難生活を余儀なくされ、事故収束も、原因究明もできないもとので、原子力発電の再稼働など認められるはずがない。

ついては、国におかれては、関西電力高浜原子力発電所3・4号機の再稼働、1・2号機の老朽炉の20年稼働延長を認めず、原発即時ゼロを決断し、すべての原発で、ただちに廃炉のプロセスに入るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決 提案 日本共産党、賛成：日本共産党、反対：自民、民主、公明、創生、維新

高校教育の無償化と保護者負担の軽減に関する意見書（案）

日本の教育への公的支出が国内総生産に占める割合は、OECD加盟国で連続5年最下位になっている。

教育関係者の運動で、政府は2012年に、高校と大学を段階的に無償化するという国際人権規約の条項への留保を撤回した。ところが、無償化の具体化は検討されず、一度は導入された公立高校の「授業料無償化」を廃止して、高校就学支援金に所得制限を導入した。憲法と教育基本法で定められた教育の機会均等は、国の責任で保障すべきものであり、国際条約にも世界の流れにも逆行する事態が生じていることは重大である。

また、授業料以外の学校教育費の父母負担は、文部科学省の調査でも、私立高校68万5000円、公立高校23万7000円と依然として大きな負担となっている。

については、国におかれては、教育の機会均等を図られるよう次の事項について強く要望する。

- 1 就学支援金への所得制限を撤廃し、高校教育を無償化すること。
- 2 私立高校生への支援金制度を拡充すること。
- 3 高校奨学給付金については、第一子の増額、通学費分の支給、支給対象の拡大など拡充すること。
- 4 国際条約に基づき、朝鮮学校など外国人学校も就学支援金の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

雇用の安定を確保し労働法制改悪に反対する意見書（案）

先の臨時国会に提出され廃案となった労働者派遣法改正案は、「派遣期間上限 3 年間」をはずし「無期限」にすることで、一時的・例外的な位置づけであった派遣を常態化させ、直接雇用の大原則が根本から崩されかねない。

また、労働基準法は、1 週 40 時間 1 日 8 時間以上の労働を禁止し、残業や休日・深夜労働には割増賃金を払う必要があるとしているが、この規制を一定の要件で解除する「残業代ゼロ」の法制化を来年の通常国会で法改正し実現しようとする動きがある。そして、勤務地を絞った「地域限定正社員」や職務を限定した正社員などの限定(ジョブ型)正社員制度は、同じ仕事をしていても賃金は 7 割 8 割という正社員の労働条件の切り下げとその職務がなくなれば解雇が容易にできるという恐れがある。

さらに、不当な解雇として裁判で勝訴しても、企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」も導入されようとしている。

今日、ブラック企業問題に象徴されるように長時間労働など雇用環境は悪化しており、特に過重労働の結果生じている過労死など大きな社会問題となっている。そうした中での労働者保護ルールの改悪は許されない。大幅な賃上げと安定した雇用をふやすために人間らしく働ける雇用のルールを確立することが求められている。

ついては、国におかれては、次の事項について実施されるよう強く求める。

- 1 派遣労働を常態化させ、不安定雇用を拡大する労働者派遣法の改悪を行わず、派遣労働を厳しく規制する抜本改正を行うこと。
- 2 「残業代ゼロ」の法制化や、解雇しやすい限定(ジョブ型)正社員制度、解雇の金銭解決制度導入などの労働規制の緩和を行わず、雇用の安定化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。